令和８年 10 月

松江市競争入札参加資格登録事業者 様

松江市財政部契約検査課

庁舎等管理業務委託における最低制限価格制度の取扱いについて

庁舎等管理業務委託（庁舎等建物清掃業務、庁舎等警備員警備業務）について、最低制限価格制度を導入していますが、令和９年４月以降に契約締結する庁舎等管理業務委託について、最低制限価格の算定方法を下記のとおり改定します。取扱いにご留意ください。

記

１.最低制限価格を設定する目的

委託料に占める人件費割合が高く、長期にわたり労働者を配置する業務にあっては、著しい低価格での受注によりサービスの品質が十分に確保されない恐れがあります。これを防止するため、最低制限価格制度を導入しています。

２.対象業務

庁舎等建物清掃業務

庁舎等警備員警備業務

３.予定価格、最低制限価格の算定方法(消費税及び地方消費税を除く)

予定価格 ＝ 直接人件費＋直接物品費＋業務管理費＋一般管理費等＋特別清掃費※

最低制限価格 ＝ (1)直接人件費 ＋(2)直接物品費 ＋(3)業務管理費×0.3

＋(4)一般管理費等×0.3 ＋(5)(1)から(4)以外の経費×0.8

注：） ※は清掃業務のみ

【お問い合わせ先】
財政部 契約検査課 入札係
℡：0852-55-5404